

加古川市行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号。以下「法」という。）に基づく、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の同伴者（以下「被救護者」という。）の救護並びに行旅死亡人の取扱いに関し、行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件（明治 32 年勅令第 277 号）及び行旅病人及び行旅死亡人の費用弁償等に関する規則（昭和 37 年兵庫県規則第 52 号。以下「県規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(台帳の作成)

第2条 市長は、行旅病人及び行旅死亡人取扱台帳（別記様式）を備え、被救護者又は行旅死亡人の救護又は取扱いをしたときは、これに必要な事項記載しなければならない。

(被救護者に係る扶養義務者等への引取通知)

第3条 市長は、被救護者を救護したときは、被救護者の扶養義務者又は同居の親族（以下「扶養義務者等」という。）に対し、引取りを行うべき期間を指定し、被救護者の状況を付したうえこれを遅滞なく通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により通知した被救護者の扶養義務者等が被救護者を引き取る必要がなくなったときは、直ちに当該扶養義務者等にその旨を通知するものとする。
- 3 市長は、被救護者の扶養義務者等がないとき、又は明らかでないときは、被救護者の状況を付したうえ兵庫県知事に対し、被救護者の引取りを行うことを通知するものとする。

(留置救護)

第4条 市長は、被救護者が重症である等の特別な事情により、被救護者の扶養義務者等が前条第 1 項の引取期間内に被救護者を引き取ることができない場合には、相当の期間を指定して被救護者の留置救護を行うことができる。

(被救護者の送還)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、被救護者の引取りを行うべき旨を通知した扶養義務者に被救護者を送還することができる。

- (1) 被救護者の引取りを行うべき旨を通知した扶養義務者等が、引取期間内に被救護者を引き取らないとき。
- (2) 市長が留置救護を行う必要がないと認めたとき。

(施設等への委託)

第6条 市長は、被救護者の救護を適当な施設又は私人に委託することができる。

(行旅死亡人に係る相続人等への通知)

第7条 市長は、行旅死亡人の住所又は居所及び氏名を知ったときは、速やかに行旅死亡人の相続人又は扶養義務者等に当該行旅死亡人の状況、特徴その他本人の認識に必要な事項を通知するものとする。

(告示期間)

第8条 市長は、法第 9 条規定による告示は、30 日以上行うものとする。

(領事への通知)

第9条 市長は、外国籍を有する被救護者又は行旅死亡人の救護又は取扱いを行った場合には、その所属国領事に通知し、引取り等について協力を求めるものとする。

(費用弁償の請求手続)

- 第10条 市長は、救護に要した費用の弁償を被救護者若しくは扶養義務者に請求するとき、又は行旅死亡人の取扱いに要した費用（以下「取扱費用」という。）の弁償を行旅死亡人の相続人又は扶養義務者に請求するときは、市が支弁した費用の計算書を添付し、納入期限を指定して行うものとする。
- 2 市長は、被救護者から救護費用の弁償がなされない場合であつて、扶養義務者がいないとき、又は明らかでないときその他扶養義務者から救護費用の弁償を得ることができないときは、県規則に規定するところにより兵庫県知事に対し、費用の弁償を請求するものとする。

(遺留物件の処分)

- 第11条 市長は、取扱費用については、当該行旅死亡人の遺留の金銭又は有価証券をもって充て、なお不足する場合であつて相続人及び扶養義務者がいないとき、又は明らかでないときは、第8条の規定による告示を行った日の初日から起算して60日以上経過した後、行旅死亡人の遺留物件を売却して当該取扱費用に充てるものとする。
- 2 市長は、行旅死亡人の相続人又は扶養義務者から当該取扱費用の弁償を得ることができなかったときは、直ちに当該行旅死亡人の遺留物品を売却することができる。
- 3 市長が前2項の規定により行旅死亡人の遺留物品を売却することができる限度は、弁償額に達するまでとする。
- 4 市長は、行旅死亡人の遺留物品を売却してもなお当該取扱費用の弁償額に満たないときは、県規則に規定するところにより兵庫県知事に対し、その不足額を請求するものとする。

(補則)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、被救護者及び行旅死亡人の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、福祉部長決定の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。